◆耐震改修工事補助金の代理受領制度について◆

代理受領制度とは…

市が交付する補助金について、申請者（住宅の所有者）に代わって、耐震改修工事業者（建設会社、工務店など）が直接受け取ることができる制度です。
この制度によって、申請者（住宅の所有者）は耐震改修工事費から補助金額を差し引いた額を用意するだけでよいので、**費用負担が軽減されます。**

※代理受領制度による補助金を受け取れる者は、申請者と契約を結んだ耐震改修工事業者に限ります。
※代理受領制度を利用するには、補助金額確定後に申請者から耐震改修工事業者に対し、既存木造住宅耐震工事補助金代理受領委任状（様式 16 号の 2）を提出する必要があります。

例)耐震改修工事費が 300 万円で、補助金額が 115 万円の場合

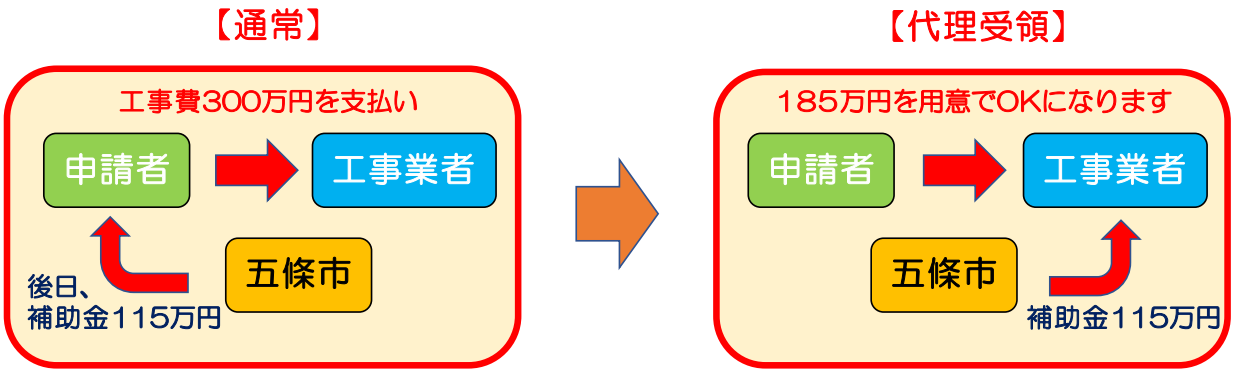

○申請に関する書類は建築住宅課にて配布します。
詳細については建築住宅課建築施設係までお問合せ下さい。

お問合せ先　　五條市　建築住宅課　建築施設係　（内線 279）